

現行減免措置一覧表(個人市民税、法人市民税、軽自動車税、事業所税)

減免内容		目的	減免適用割合 %	H23減免実績		
				納税義務者数	減免額(千円)	
個人市民税						
条例第45条第1項	第1号	生活扶助受給者等	担税力考慮	100	607	18,260
	第2号	失業者 〔単身者の場合:所得115万円・145万円以下〕	担税力考慮	100 70	2,021	50,188
	第3号	所得減少者 〔単身者の場合:所得115万円・145万円以下〕	担税力考慮	所得減少率を乗じた額の70 所得減少率を乗じた額の50	141	2,809
	第4号	障がい者・未成年者・寡婦(夫) 〔所得150万円以下〕	担税力考慮	50	87	804
	第5号	学生・生徒 〔所得65万円・125万円以下〕	担税力考慮	100 50	184	2,305
	第6号	相続人 〔単身者の場合:所得115万円・145万円以下〕	担税力考慮	100 70	113	4,998
条例第45条第2項	災害被災者	天災等	人的被害 100~60 住宅家財被害100~15 (所得・被害程度による)	26	1,658	
条例第45条第4項第1号	公益事業に係る事務所等所有者	公益性	均等割 100	0	0	
計				3,179	81,022	
法人市民税						
条例第45条第4項	第2号	一般社団・財団法人(非営利型法人)	担税力考慮・公益性	均等割 100	141	6,618
		公益社団・財団法人(収益事業を行わない場合)		均等割 100	228	10,701
	第3号	認可地縁団体(収益事業を行わない場合)		均等割 100	80	3,846
	第4号	特定非営利活動法人(収益事業を行わない場合)		均等割 100	799	37,747
	第5号	清算中の法人	担税力考慮	均等割 100	163	7,466
計				1,411	66,378	
軽自動車税						
条例第90条第1項	被災車両	天災等	100	0	0	
規則第4条の4第1項	第1号	身体障がい者等専用車両(自己所有)	政策的	100	1,799	10,831
	第2号	身体障がい者等専用車両(生計同一人所有)		100	1,167	7,965
	第3号	身体障がい者等専用車両(特殊仕様車両)		100	77	435
	第4号	宗教法人	公益性	100	82	347
社会福祉法人		100		437	2,231	
計				3,562	21,809	
事業所税						
規則第4条の5第1項	第1号	教科書の発行の事業の用に供する施設	政策的	資産割 50 従業者割 50	3	1,166
	第2号	劇場等に係る施設		資産割 50 従業者割 なし	10	5,179
	第3号	指定自動車教習所		資産割 50 従業者割 50	7	4,338
	第4号	酒類の保管のための倉庫		資産割 50 従業者割 なし	13	7,991
	第5号	タクシー事業用施設で保有台数250台以下のもの		資産割 100 従業者割 100	28	29,580
	第6号	織物の保管の用に供する施設		資産割 50 従業者割 なし	9	6,773
	第7号	ビルメンテナンス事業の用に供する施設		資産割 なし 従業者割 100	51	74,852
	第8号	列車内における食堂等の事業の用に供する施設		資産割 なし 従業者割 50	2	2,341
	第9号	古紙回収事業の用に供する施設		資産割 50 従業者割 なし	2	948
	第10号	家具の保管の用に供する施設		資産割 50 従業者割 なし	18	11,567
	第11号	倉庫業の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業の用に供する上屋		資産割 100 従業者割 100	174	211,100
	第12号	市長が特に定めるもの(簡易宿所営業の用に供する施設)		資産割 75 従業者割 なし	12	9,468
計				329	365,303	

「H23減免実績」欄について

※ 納税義務者数は、軽自動車税については百数をカウントしている。

※ 法人市民税の一般社団・財団法人(非営利型法人)と公益社団・財団法人の減免額については、両者の減免合計額を納税義務者数で按分している。